

「鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業」に関する 『サウンディング型市場調査』を実施します

～実施要領～

鎌倉市では、「鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業」として市立小中学校 25 校の屋内運動場の空調(冷暖房設備)の整備を進めており、全校の屋内運動場の空調の供用開始を目指し、令和8年度には設計・施工会社選定を行い事業着手したいと考えています。なお、設計・施工を一括して発注するデザインビルド方式(設計・施工一括方式)(以下「DB方式」といいます。)にて事業を進めたいと考えています。

この度、設計・施工会社選定に先立ち、「サウンディング型市場調査(アンケート調査)」を実施し、その結果も踏まえ、本事業の発注に係る公募条件等を検討することとしました。つきましては、この目的をご理解の上、以下の項目の回答にご協力くださいますようお願いいたします。

1 調査の名称

「鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業」に関する『サウンディング型市場調査』

2 調査の対象

鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業

※ 詳細は、下記「4. 事業概要」を参照してください。

※ 本調査は、鎌倉市が委託している「鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業者発注支援業務委託」の受託事業者である明豊ファシリティワークス株式会社が実施します。

3 サウンディング対象者

本事業の設計・施工の能力を有する法人や法人グループとします。

※その他、「7 留意事項(4)参加除外条件」を参照してください。

4 事業概要

事業名	鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業
事業内容	市内小中学校 25 校の屋内運動場への空調設備新設における「設計業務」と「施工業務」
対象学校	(1)小学校 16 校 ①第一小学校 ②第二小学校 ③御成小学校 ④稲村ヶ崎小学校 ⑤腰越小学校 ⑥深沢小学校 ⑦小坂小学校 ⑧玉縄小学校 ⑨大船小学校 ⑩山崎小学校 ⑪今泉小学校 ⑫西鎌倉小学校 ⑬七里ガ浜小学校 ⑭富士塚小学校 ⑮関谷小学校 ⑯植木小学校 (2)中学校 9 校 ①第一中学校 ②第二中学校 ③御成中学校 ④腰越中学校 ⑤深沢中学校 ⑥大船中学校 ⑦玉縄中学校 ⑧岩瀬中学校 ⑨手広中学校

工事内容	空調工事(空冷パッケージエアコン、仕様等については検討中)、 建築工事(空調付帯工事、建物の断熱化等詳細については検討中)、 電気工事(空調付帯工事、受変電設備の増設・更新等)
業務範囲	施設の設計、建設工事 付帯施設等の設計、建設工事
事業期間 (予定)	令和8年10月～8年度3月末 設計業務 令和9年度4月～令和9年度2月末 施工業務

※事業期間等について、今後の状況により変更となる可能性があります。

5 実施方法

- (1) 調査にご協力頂ける事業者様におかれましては、令和8年3月17日(火)までに、鎌倉市のホームページ記載のWebアンケートサイト(Microsoft Forms)への回答をお願いいたします。
- (2) 必要に応じて、調査にご協力頂いた事業者様へ対面によるヒアリング(対話)等を実施させていただく場合があります。

6 スケジュール

実施要領の公表	令和8年3月6日(金)
アンケートの回答期限	令和8年3月17日(火)
ヒアリングの実施	令和8年3月30日(月)～4月8日(水)
公募開始	令和8年5月頃

7 留意事項

- (1) 参加の取扱い
本調査への参加実績は、今後の公募等の条件になることはなく、公募時に優位性を持つものではありません。また、本調査への回答が本事業の受注に影響を及ぼすことはありません。
- (2) 当サウンディング型市場調査に関する経費
資料作成費を含め、当調査への参加に要した経費は、参加事業者の負担とします。
- (3) 追加ヒアリング等への協力
本調査終了後も、必要に応じて個別のヒアリング(文書照会含む。)やアンケート等を実施することがあります。その際にはご協力をお願いいたします。
- (4) 参加除外条件
サウンディング調査の参加希望者は、次の事項を満たしていることを条件とします。
 - ア 神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - イ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
 - エ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
 - オ 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
 - カ 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなっ

た者を除く。

キ 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する参加資格を有することとなった者を除く。

8 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。

東京都千代田区平河町二丁目7番9号
明豊ファシリティワークス株式会社
担当:松本、西野
Eメール:nx_kmkr_ac_s@ml.meiho.co.jp

鎌倉市御成町18-10
鎌倉市教育委員会教育文化財部学校施設課施設担当
担当:萩原
Eメール:sisetsu@city.kamakura.kanagawa.jp